

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策保健所支援チームの派遣について

令和2年7月16日

厚生労働省健康局健康課

1 保健所支援（積極的疫学調査）チームの派遣について

1) スキーム

■厚生労働省は、自治体からの要請に基づき、厚生労働省（又は派遣先自治体）の非常勤職員として、保健所支援（積極的疫学調査）チームを派遣する。

■チームの構成は、リーダー2名と実働要員10～20名程度とする。

■具体的な流れ

①自治体から要請があった場合に備え、リーダー又は実働要員として協力可能な者の登録者名簿(別紙)を、関係学会・団体等から厚生労働省へ提出していただく。

②厚生労働省は、登録者名簿に基づき、厚生労働省の非常勤職員の発令を行う。

③自治体から要請があった場合、厚生労働省は要請内容の詳細(派遣日程、活動場所など)を名簿の登録者の一部(例えば、派遣先自治体の近隣に住所のある者)へメールで周知し、派遣されることが可能か返答をいただく。

④厚生労働省は、メールの返答結果に基づき、チーム編成、派遣調整、派遣中のフォローアップ等を行う。なお、チーム編成に当たっては、関係学会・団体等の所属が異なる者でチームを編成する場合もある。

2) 登録要件

【リーダー】

■感染症業務の知見があり、積極的疫学調査を中心とした業務の指示・監督ができる者

※保健所での勤務経験は問わない。

■関係学会・団体等の会員である医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・看護師等の専門職

【実働要員】

■リーダーの指示・監督の下、積極的疫学調査を中心とした業務が実施できる者

※感染症業務の経験は問わない。

■関係学会・団体等の会員である医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・看護師等

【備考】

■リーダー及び実働要員ともに、自治体職員は登録の対象外となります。

※教育・研究・医療機関の職員は登録していただけます。

3) 活動期間

■基本的には1週間(最短3日)とし、必要に応じて延長する。

4) 活動内容

- リーダー：積極的疫学調査を中心とした業務の指示・監督を行う。
- 実働要員：電話・メール・PC作業による積極的疫学調査を中心とした業務を行う（患者本人・濃厚接触者への電話・メール連絡、HER-SYSの入力）。
※リーダー・実働要員ともに陽性者・濃厚接触者と接触する業務には従事しない。

5) 活動場所

- 基本的には支援を要請した自治体の保健所等で活動する。
※状況に応じて、保健所とは別に設営された場所で活動したり、派遣者の本拠地において遠隔支援を行う可能性あり。

2 登録者名簿について

1) 提出方法

- 原則、各関係学会・団体等が本取組にご協力いただける会員・団体関係者等を取りまとめて登録者名簿（様式1）を作成し、厚生労働省へメールで提出してください。
※登録者名簿の取りまとめ及び作成方法については、各関係学会・団体等の指示に従ってください。
- 提出期限：令和2年7月27日(月) 午前10時（必着）
- 提出先：厚生労働省健康局健康課保健指導室 山本・小松崎宛
メール 3hoken@mhlw.go.jp

2) その他

- 登録者名簿について複数の関係学会・団体等に所属している場合は、いずれか一つに登録してください。なお、本件について厚生労働省が協力を依頼している学会・団体等は以下のとおりです。

日本公衆衛生学会	日本疫学会
公衆衛生大学院プログラム校連絡会議	社会医学系専門医協会
日本地域看護学会	日本公衆衛生看護学会
全国保健師教育機関協議会	聖路加看護学会
全国訪問看護事業協会	

3 所属長への依頼書について

- 厚生労働省は登録者名簿に基づき、登録者名簿本人の所属長宛ての依頼書を、登録者本人へメールで送付する。

4 厚生労働省の非常勤雇用について

1) 雇用条件

- 謝 金：職階に応じて日額 13,700～18,400 円
- 補 償：国家公務員の公務災害の対象とする。

2) 必要書類

- 履歴書 ※国籍記載のもの
- 所属長の承諾書（様式 2）※名簿登録者本人の署名・押印で可
- 所属先の兼業規定が確認できるもの
- 謝礼等振込先確認書(様式 3)
- 個人情報取扱いに関する誓約書（様式 4）

※派遣先自治体の非常勤職員として雇用される場合、厚生労働省に提出していただいた必要書類を、派遣先自治体に提供することがあります（その場合、書類提供前に、名簿登録者本人へ確認の連絡をいたします。）。

3) 提出方法

- 必要書類は、名簿登録者本人から厚生労働省へ、直接提出してください。
なお、必要書類は PDF でメール送付いただき、追って原本を郵送してください。
※提出期限を待たず、必要書類がそろい次第、至急ご提出をお願いいたします。
- 提出期限：PDF のメール 令和 2 年 7 月 30 日(木) 午前 10 時（必着）
 原本の郵送 令和 2 年 8 月 3 日(月)
- 提出先：以下のとおり。

【PDF の提出先】

メール corona-taisaku@mhlw.go.jp

【原本の郵送先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健所班 保健所支援チーム担当者 宛

【必要書類の提出に関する問合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話 03-3595-2305（内線 8076）

【問合わせ先】

厚生労働省健康局健康課 保健指導室 山本、小松崎

電 話：03-5253-1111(内線 2392、2336)

メー ル：3hoken@mhlw.go.jp